

# 中村元記念館組織・運営規程

理事会承認 平成28年5月19日

## 第1章 総則

### (趣旨)

**第1条** この規程は、特定非営利活動法人中村元記念館東洋思想文化研究所(以下、「この法人」という。)定款第51条に基づき、「中村元記念館(以下「記念館」という。)」の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

**第2条** 記念館は、中村元が遺した蔵書・資料を恒久的に保存するとともに広く公開し、中村元に関する研究を推進、情報発信することを目的とする。

### (事業)

**第3条** 記念館は、特定非営利活動法人中村元記念館東洋思想文化研究所定款第5条に基づき、次の各号の事業を行う。

- (1) 故中村元博士の収蔵品、蔵書の展示・公開
- (2) 東洋思想・文化に関わる研究、講座、イベント企画等の実施
- (3) 東洋思想・文化の普及、啓発のための出版及び広報事業
- (4) 国際文化交流事業
- (5) 地域の文化、経済、観光、人づくりを推進するために必要な事業
- (6) 中村元博士と東洋思想・文化に関する書籍・グッズ等の企画販売

### (所在地)

**第4条** 記念館は、島根県松江市八束町波入2060に置く。

- 2 改築その他の理由により前号の所在地にて開館できない場合は、理事会の承認を得て従たる所在地を定めることができるものとする。

## 第2章 組織

第5条 中村元記念館の事業を推進する者として、次に掲げる者をもって構成される。

- (1) 専門職員(学芸員・司書)
- (2) 事務職員

2 原則として、構成員はこの法人の職員をもって充てる。

### (名誉館長)

第6条 中村元博士長女、三木純子氏を名誉館長に推戴する。

### (名誉館長の任務)

第7条 名誉館長は、記念館体制の充実について必要がある時は、この法人の理事長及びこの法人の事務局に助言を行うものとする。

### (名誉館長の服務)

第8条 名誉館長は非常勤とする。

### (館長)

第9条 第5条に関わらず、記念館に館長を置くことができる。

### (館長の任務)

第10条 館長は、記念館を代表し記念館の管理運営について必要がある時は、この法人の理事長及びこの法人の事務局に助言を行うものとする。

### (館長の推挙)

第11条 館長は、この法人の理事長が推挙し、公益財団法人中村元東方研究所の理事長をもって推戴する。

### (館長の服務)

第12条 館長は、非常勤とする。

### 第 3 章 観覧規程

#### (開館時間)

- 第 1 3 条 記念館の開館時間は、午前 10 時から午後 6 時までとする。
- 2 この法人の理事長は、必要があると認めるときは、開館時間を臨時に変更することができる。

#### (開館日)

- 第 1 4 条 記念館は、毎事業年度 4 月 1 日から 12 月 27 日まで、及び 1 月 5 日から 3 月 31 日まで開館する。

#### (休館日)

- 第 1 5 条 記念館の休館日は月曜日とする。
- 2 前号の他、毎事業年度 12 月 28 日から 1 月 4 日までを年末年始の休館日とする。
- 3 また、毎事業年度 8 月 13 日から 8 月 15 日までを夏季休館日とする。
- 4 この法人の理事長は、必要があると認めるときは、休館日を臨時に変更することができる。

#### (入館料)

- 第 1 6 条 記念館の入館料は、無料とする。但し、施設案内料は別に定める。
- 2 館内には募金箱を設置し、別に定める寄付金等取扱規程に基づき一般寄付金を広く募るものとする。

#### (入館を許可しない者)

- 第 1 7 条 この法人は、次の各号に該当する者に対しては、入館を許可しないことができる。
- (1) 適当な指導者または付添人のいない未就学児童
  - (2) 動物または危険物を館内に持ち込もうとする者
  - (3) 泥酔者等他の入館者に不快の感を与えると認められる者
  - (4) その他この法人の理事長が不相当と認めた者

### (禁止行為)

**第18条** 入館者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品を販売頒布すること。
  - (2) 許可を受けないで、業として展示物等を撮影、模写(以下「撮影等」という。)すること。
  - (3) 撮影等が禁止されている展示品を撮影等し、または他の入館者の観覧に支障をきたすと認められる撮影等をする事。
  - (4) 建物、展示品、工作物または備品等を汚損または破壊すること。
  - (5) その他この法人の理事長が不相当と認めた行為。
- 2 前各号に掲げる行為をした者または職員の指示に従わない者は、館外に退去させることができる。

### (損害賠償)

**第19条** この法人は、建物、展示品、工作物または備品等に損害を加えた入館者に対しては、損害賠償を請求することができる。

### (防火規定)

**第20条** この法人は、記念館における防火管理を徹底し、火災その他の災害による物的人的被害を軽減するよう努める。

- 2 防火管理責任者はこの法人の理事長が任命した者とする。

## 第4章 学術資料の利用

### (資料の貸与)

**第21条** 記念館の所蔵する図書文献、画像・映像資料等(以下、単に「資料」という。)の閲覧・撮影及び貸与については、別に定める。

## 第5章 雑則

### (雑則)

**第22条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は、この法人の理事長が別に定める。

**(改廃)**

**第 2 3 条** この規程の改廃は、理事会の承認を得て行うものとする。

**附則**

この規程は、平成 2 8 年 5 月 1 9 日から施行する。